

第 6 回公的弁護制度検討会における論点（案）

公的付添人制度について

1 公的付添人制度の意義，必要性，留意点

- ・ 少年事件の特殊性
- ・ 公的弁護制度の対象に少年の被疑者をも含める場合のバランス
- ・ 少年審判手続の構造
- ・ 家庭裁判所調査官との役割分担
- ・ 付添人の役割
- ・ 付添人の給源となる弁護士確保

司法制度改革審議会意見書の関係する部分の記載

少年審判手続における公的付添人制度についても、積極的な検討が必要である。

(2) 少年審判手続における公費による少年の付添人制度（公的付添人制度）

少年法の改正（平成12年法律第142号）により、検察官が少年審判の手続に参与する場合における少年に対する国選付添人の制度が導入されたが、それ以外の場合の公的付添人制度についても、少年事件の特殊性や公的弁護制度の対象に少年の被疑者をも含める場合のバランスなどを考慮すると、積極的な検討が必要だと考えられる。その検討に当たっては、少年審判手続の構造や家庭裁判所調査官との役割分担、付添人の役割なども考慮される必要がある。

2 少年の被疑者に対する公的弁護制度の在り方

- ・ 公的弁護制度下での弁護人の選任要件（「資力が十分でないなど」）
- ・ 公的弁護制度下における弁護人の選任の効力の終期（家裁送致された場合）

なお，司法制度改革審議会意見書には，「障害者や少年など特に助力を必要とする者に対し格別の配慮を払うべきである。」と記載されている。